

近代旧慣期先島の人頭税としての民費

平良 勝保

第1節 宮古島の民費

(1) 「吉村役所長報告」と民費総額・賦課方法

吉村役所長報告「宮古島旧慣租税制度」は、『近世地方経済史料』第10巻に収録されており、表題は「宮古島地租其他の事」となっている(1)。表題部の次に「別冊取調書及候也／明治廿五年四月廿六日／宮古島役所長 吉村貞寛／第二課長 江草昴殿」と記され、最初の報告は「農産」の統計で、二つめの報告が「宮古島旧慣租税制度（明治廿五年四月廿六日／宮古島役所長 吉村貞寛報告）」である。沖縄県に提出された報告である。「宮古島旧慣租税制度」は『平良市史』第8巻にも収録されている(2)。『沖縄県旧慣租税制度』（以下、『旧慣租税制度』と略称する）との混同をさけるため「吉村役所長報告」と呼ぶことにする(以下同)。

「吉村役所長報告」には、民費の賦課方法と総高・民費項目が記され、①蔵元費、②学校費、③吏員給料、④部下金返納、⑤癩病人飯料、⑥村番所費の6種類に分かれ、総額4,761石余となっている(表1)。「近代宮古島旧慣期の人口・耕地・貢租・貢布」で、近代の石高は、先高であることを述べたが(詳論は別稿を準備中)、「吉村役所長報告」の石高も先高(実納高)であろう。宮古島の沖縄県への貢納高は5,874先石で、民費の4,761石余を加えると、10,635石となる。56%対44%である。しかし、具体的な賦課高が記された項には、所遣費と学校費のみが記されている。記載事例を示すと、次のとおりである(3)。

表1 明治25年宮古島の民費と割付方法

民費	石高	割付方法
蔵元費	3,399.62648	村位・人位の階層ごと割付
学〔校〕費	319.03452	村位・人位の階層ごと割付
吏員給料	856.80000	正男平均割付
部下金返納	39.06202	村位・人位の階層ごと割付
癩病人飯料	32.40000	村位・人位の階層ごと割付
村番所費	114.58400	正男女平均割付
合計	4,761.50702	

上村

上納二斗三合九勺九才	但士族平民負担〔貢租穀〕
出米四升四合五勺一才	但前項に同じ〔重出米〕
所遣一斗七升七合三勺六才	但平民負担

上男 一人前学校費一升六合三勺九才	但士族右に同じ
同二升二合九勺五才	但平民右に同じ
白中布三寸一分四厘	但平民は細御用布に引合上納せず〔貢布〕
白下布一尋一尺八分	但前項に同じ〔貢布〕

この「吉村役所長報告」には、所遣費だけでなくいわゆる正租の賦課も記されている。民費のみを抽出すれば、「所遣」と「学校費」のみである。表1にある「吏員給料／部下金返納／癩病人飯料／村番所費」はない。蔵元費と部下金返納・癩病人飯料は「所遣」に含まれている可能性がある。吏員給料は平民正男のみ均等割、村番所は平民男女の均等割であるために記されなかったのであろう。

「吉村役所長報告」の内容を、村位と人位に区分してみた(表2)。倍率から明らかなように、

正租と同じように村位・人位によって賦課が行われている。しかし、これは正頭全体に賦課するための、指針ともいえるべきもので実際に村へ賦課するときは違ってくる。なお、後述する『旧慣租税制度』にみえる「残夫賃」の記載がない。「沖縄県宮古島々政改

表2 村位・人位の負担高 5年吉村役所長報告より作成(単位:石)

村位・人位	費目	階層	負担高	倍率	村位・人位	費目	負担階層	負担高	倍率
上村上男	所遣	平民	0.17736	1.4	上村上女	所遣	平民	0.17736	1.4
	学校費	士族	0.01639	1.4		学校費	士族	0.01639	1.4
	学校費	平民	0.02295	1.4		学校費	平民	0.02295	1.4
計			0.21670		計			0.21670	
上村中男・中村上男	所遣	平民	0.15203	1.2	上村中女・中村上女	所遣	平民	0.15203	1.2
	学校費	士族	0.01405	1.2		学校費	士族	0.01405	1.2
	学校費	平民	0.01967	1.2		学校費	平民	0.01967	1.2
計			0.18575		計			0.18575	
上村下男・中村中男・下村上男	所遣	平民	0.12669	1.0	上村下女・中村中女・下村上女	所遣	平民	0.12669	1.0
	学校費	士族	0.01170	1.0		学校費	士族	0.01170	1.0
	学校費	平民	0.01639	1.0		学校費	平民	0.01639	1.0
計			0.15478		計			0.15478	
下村中男・中村下男	所遣	平民	0.10136	0.8	下村中女・中村下女	所遣	平民	0.10136	0.8
	学校費	士族	0.00936	0.8		学校費	士族	0.00936	0.8
	学校費	平民	0.01312	0.8		学校費	平民	0.01312	0.8
計			0.12384		計			0.12384	
下村下男	所遣	平民	0.07601	0.6	下村下女	所遣	平民	0.07601	0.6
	学校費	士族	0.00702	0.6		学校費	士族	0.00702	0.6
	学校費	平民	0.00984	0.6		学校費	平民	0.00984	0.6
計			0.09287		計			0.09287	
上村下々男・中村下々男・下村下々男	所遣	平民	0.05068	0.4	上村下々女・中村下々女・下村下々女	所遣	平民	0.05068	0.4
	学校費	士族	0.00468	0.4		学校費	士族	0.00468	0.4
	学校費	平民	0.00656	0.4		学校費	平民	0.00656	0.4
計			0.06192		計			0.06192	

革請願書」(1894年、以下「島政改革請願書」と略称する)によれば、宮古島役所の経費内訳は次のようになっている(表3)(4)。「吉村役所長報告」では4,761石余より、5,888石余とかなり増え、1.23倍となっている。後にみる『旧慣租税制度』(明治26年度)では、「吉村役所長報告」の1.21倍となっている。

表3 宮古島役所の経費内訳

同上

土人の役所その他の経費	粟	金銭換算高	石換算	金銭高検算
土人をもって組織せる役所員の俸給額	8,952 俵	17,269.732 円	2,685.60000	14,931.93600
右附属の小使俸給額	1,036 俵	1,728.048	310.80000	1,728.04800
死亡せる役員の子孫に払う分	1,067 俵	2,947.356	320.10000	1,779.75600
土人役員の旅費日当		3,000.000	539.56835	
小学校費		6,300.000	1,133.09353	
病院費		5,000.000	899.28058	
合計	11,757	31,745.136	5,888.44245	
検算	11,055	36,245.136	6,518.90935	

「沖縄県宮古島々政改革請願書」より作成

※太字の数値は、原文。他は筆者が算出した。

※粟は、1俵=3斗で計算、金銭は3斗=1円668で石高になおした。

表4 明治26年宮古島平民公費一人負担表と明治26年男女階級調による平民負担公費試算表

『旧價租税制度』より作成(単位:石)

村名	上村上男		上村中男/中村上男		上村下男/中村中男/下村上男		上・中・下村下々男		人数計	各位人数×負担高計	村位・人位の倍率(負担高換算)					
	人数	負担高	人数	負担高	人数	負担高	人数	負担高			1.4	1.2	1.0			
上村 下里村	299	0.26253	38	0.22501	36	0.18752	126	0.07501	499	103.24883	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 西里村	412	0.25853	38	0.22101	47	0.18337	177	0.07335	674	136.51389	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 東仲宗根村	238	0.25637	11	0.21974	26	0.18312	104	0.07235	379	75.71872	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 福里村	95	0.25310	17	0.21693	10	0.18079	22	0.07231	144	31.13103	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 長間村	52	0.25157	4	0.21562	6	0.17969	17	0.07188	79	16.24422	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 比嘉村	41	0.25143	7	0.21551	5	0.17959	15	0.07183	68	13.79244	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 野原村	58	0.24517	4	0.21014	5	0.17512	18	0.07003	85	17.19656	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 西仲宗根村	98	0.24463	6	0.20969	12	0.17474	27	0.06989	143	29.21579	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 嘉手苅村	44	0.24306	0	0.20833	5	0.16675	7	0.06670	56	11.99529	1.5	1.2	1.0	0.4		
上村 川瀬村	62	0.24296	9	0.20824	21	0.17354	21	0.06942	113	22.03984	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 砂川村	52	0.24230	7	0.20769	15	0.17307	11	0.06923	85	17.41101	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 新里村	58	0.24083	5	0.20642	9	0.17202	22	0.06881	94	18.06224	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 保良村	102	0.24017	9	0.20582	6	0.17155	26	0.06862	143	29.16314	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 宮国村	84	0.23800	10	0.20040	11	0.17000	12	0.06800	117	24.68200	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 洲鎌村	42	0.23751	2	0.20338	2	0.16965	11	0.06786	57	11.46794	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 上地村	50	0.23725	4	0.20335	7	0.16946	16	0.06779	77	14.94676	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 新城村	117	0.23679	14	0.20297	18	0.16914	29	0.06765	178	35.55238	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 友利村	76	0.23674	5	0.20292	14	0.16910	26	0.06764	121	23.13288	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 松原村	120	0.23419	12	0.20082	23	0.16735	39	0.06694	194	36.97235	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 久員村	84	0.23345	10	0.20010	15	0.16675	37	0.06670	146	26.57995	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 与那覇村	59	0.23194	3	0.19881	7	0.16576	26	0.06627	95	17.16423	1.4	1.2	1.0	0.4		
上村 荷川取村	47	0.23107	5	0.19806	11	0.16505	21	0.06602	84	15.05256	1.4	1.2	1.0	0.4		
中村 佐和田村			56	0.20661	6	0.17217	20	0.06887	92	15.35788	1.2	1.0	0.8	0.4		
中村 伊良部村			36	0.20591	6	0.17159	11	0.06863	60	10.15812	1.2	1.0	0.8	0.4		
中村 島尻村			50	0.20512	4	0.17083	17	0.06837	82	13.60615	1.2	1.0	0.8	0.4		
中村 仲地村			41	0.20245	3	0.16871	15	0.06749	64	10.49378	1.2	1.0	0.8	0.4		
中村 来間村			34	0.20076	2	0.16730	12	0.06692	49	8.09732	1.2	1.0	0.8	0.4		
中村 国仲村			34	0.19839	0	0.16533	17	0.06613	59	8.92763	1.2	1.0	0.8	0.4		
中村 大浦村			33	0.19438	2	0.16237	10	0.06495	49	7.90834	1.2	1.0	0.8	0.4		
中村 長浜村			61	0.19393	2	0.16161	15	0.06465	83	13.76915	1.2	1.0	0.8	0.4		
下村 西原村					135	0.16892	15	0.13513	52	0.06757	217	29.86504	1.0	0.8	0.6	0.4
下村 狩俣村					51	0.17532	9	0.14042	8	0.07022	92	12.72706	1.0	0.8	0.6	0.4
下村 池田村					199	0.17201	23	0.13761	59	0.06881	296	43.00281	1.0	0.8	0.6	0.4
下村 前里村					169	0.17312	17	0.13850	16	0.06881	259	37.19603	1.0	0.8	0.6	0.4
下村 仲筋村					189	0.17008	22	0.13607	15	0.06803	254	36.53325	1.0	0.8	0.6	0.4
下村 樋川村					95	0.16800	7	0.13440	9	0.06720	140	19.75680	1.0	0.8	0.6	0.4
下村 大神村					14		1		2		18					
下村 水納村					26		4		3		47					
合計(平均値)	1,991	0.24316	527	0.20628	1,158	0.17169	149	0.13530	82	0.10243	1,212	0.06864				
											5,492					
											994.68341					

(2) 『旧慣租税制度』参照式にみる宮古島の民費

『旧慣租税制度』参照式のなかに「宮古島廿六年度平民貢租公費一人負担表」（以下「平民一人負担表」と略称する）と士族の「一人負担表」が収録されている(5)。「平民一人負担表」の一人当たりの負担高を同じく『旧慣租税制度』参照式に収録されている「明治26年男女階級調」にもとづいて、正男数に掛けて、平民負担の「公費」を算出すると、994石余となる(表4)。倍率を算出すると、分数に基づく賦課となっている。したがって、これは「吉村役所長報告」と同様に、蔵元費と学校費が含まれたものを「公費」と称していると考えられる。かりに上村下里村の上男をみると、0.26253石となっており、明治25年「吉村役所長報告」の上村上男平民の所遣プラス学校費の0.20031石より増えている。下里村は公費がもっとも高い村のため(最も低い村は0.23107石)、上村上男の平均値は0.24316と較べると($0.24316 \div 0.20031 = 1.213$:表4参照)、1年で1.21倍と20%以上増えている。表4は、正男のみになっているが、公費の一人当たりには負担高は、正女も同額である。公費の各村上正男女の負担は、次のとおりである(表5)。表4で試算した数値は、「公費」の正男負担のみである。正男負担の夫賃を加えると、正男の負担高は4千石近い値となる。

「平民一人負担表」には、「全(公費)夫賃」も記されており、これは村毎に若干の差があるが、大きな差はない。「全(公費)夫賃」は、近世の三度夫賃票に相当すると考えられ、正男のみの負担となっている(表5)。「吉村役所長報告」には、記されていない。夫賃は、同じ村位で同じ人位であれば、同額となるはずであるが、免除者がいることに加え、「宮古島取調書」によれば、「現使役ニ係ル三千式百六石七斗八升ヲ差引、残夫賃ハ千百五拾三石八斗五升式合ナリ」とあり(6)、現使いの分は差し引かれると記される(後に詳述)。これが村毎の違いに反映しているであろう。夫賃は、公費の約3倍(民費の内 公費は蔵元で試算した時点(「吉村役所長報告」の蔵元費と学校費)では、倍率は均等に0.2ずつ上下している(表2)。また、表4では、村内の倍率は、分数と一致している。倍率は、村が違っても論理的には上村上男は1.4、中村上男は1.2、下村上男は1.0となる。しかし、表4(各村に賦課される時点)の数値は、統一性がない(免除者等の数が主な要因だと考えられる)。

ほかに、「平民一人負担表」には「村費」と「度量衡代」が記載されているが、村費と度量衡代を租税の一部と捉えることには、検討の余地がある。「平民一人負担表」には、公費の一部として把握されているが、村費は、多くの村で正女は正男の約半分、人位とは関係なく一律賦課となっているが、正男女同額の村もある(表5)。士族の例でも、例えば東仲宗根村は、正男女同額であるが、狩俣村の正女は、正男の半分となっている(7)。村によって、徴収のあり方に独自性がみられることから、貢租と位置付けることは困難なように思われる。しかしながら、士族

表5 各村上正男女(平民)民費負担表

『旧慣租税制度』より作成(単位:石)

	村位	村名	正男上			正女上	正男上	正女上	正女村費÷ 正男村費	公費 倍率
			公費	夫賃	計	公費	村費	村費		
1	上村	荷川取村	0.23107	0.42028	0.65135	0.23107	0.03845	0.02919	75.9%	1.35
2	上村	西仲宗根村	0.24463	0.43551	0.68014	0.24463	0.03602	0.02387	66.3%	1.42
3	上村	東仲宗根村	0.25637	0.44653	0.70290	0.25637	0.03878	0.03455	89.1%	1.49
4	上村	西里村	0.25853	0.46115	0.71968	0.25853	0.09503	0.04732	49.8%	1.51
5	上村	下里村	0.26253	0.48460	0.74713	0.26253	0.07184	0.03577	49.8%	1.53
6	上村	新城村	0.23679	0.66283	0.89962	0.23679	0.03087	0.01544	50.0%	1.38
7	上村	久貝村	0.23345	0.66670	0.90015	0.23345	0.02089	0.01044	50.0%	1.36
8	上村	砂川村	0.24230	0.66723	0.90953	0.24230	0.02891	0.01446	50.0%	1.41
9	上村	松原村	0.23429	0.66728	0.90157	0.23429	0.01599	0.00800	50.0%	1.36
10	上村	友利村	0.23674	0.67210	0.90884	0.23674	0.01893	0.00947	50.0%	1.38
11	上村	保良村	0.24017	0.67581	0.91598	0.24017	0.02109	0.01055	50.0%	1.40
12	上村	与那覇村	0.23194	0.68731	0.91925	0.23194	0.01920	0.00960	50.0%	1.35
13	上村	川満村	0.24296	0.69056	0.93352	0.24296	0.01539	0.00570	37.0%	1.42
14	上村	上地村	0.23725	0.69542	0.93267	0.23725	0.03463	0.02736	79.0%	1.38
15	上村	新里村	0.24083	0.69929	0.94012	0.24083	0.01740	0.00870	50.0%	1.40
16	上村	長間村	0.25157	0.70410	0.95567	0.25157	0.02525	0.01263	50.0%	1.47
17	上村	洲鎌村	0.23751	0.70766	0.94517	0.23751	0.03765	0.01883	50.0%	1.38
18	上村	野原村	0.24517	0.71017	0.95534	0.24517	0.02802	0.01401	50.0%	1.43
19	上村	宮国村	0.23800	0.72069	0.95869	0.23800	0.02432	0.01216	50.0%	1.39
20	上村	比嘉村	0.25110	0.72353	0.97463	0.25110	0.03770	0.01883	49.9%	1.46
21	上村	福里村	0.25310	0.73018	0.98328	0.25310	0.03504	0.01752	50.0%	1.47
22	上村	嘉手苧村	0.24306	0.75752	1.00058	0.24306	0.01820	0.00791	43.5%	1.42
23	中村	来間村	0.20076	0.65703	0.85779	0.20076	0.03587	0.01994	55.6%	1.17
24	中村	大浦村	0.19485	0.65813	0.85298	0.19485	0.08083	0.04042	50.0%	1.13
25	中村	島尻村	0.20512	0.66930	0.87442	0.20512	0.03861	0.01951	50.5%	1.19
26	中村	佐和田村	0.20661	0.67685	0.88346	0.20661	0.01072	0.01259	117.4%	1.20
27	中村	長浜村	0.19393	0.66215	0.85608	0.19393	0.02474	0.01237	50.0%	1.13
28	中村	国仲村	0.19839	0.67074	0.86913	0.19839	0.03294	0.01647	50.0%	1.16
29	中村	伊良部村	0.20591	0.66151	0.86742	0.20591	0.01977	0.01961	99.2%	1.20
30	中村	仲地村	0.20245	0.64667	0.84912	0.20245	0.01873	0.01997	106.6%	1.18
31	下村	狩俣村	0.17553	0.68037	0.85590	0.17553	0.01750	0.00875	50.0%	1.02
32	下村	池間村	0.17201	0.68289	0.85490	0.17201	0.10488	0.05244	50.0%	1.00
33	下村	前里村	0.17312	0.67963	0.85275	0.17312	0.11579	0.05790	50.0%	1.01
34	下村	西原村	0.16892	0.64356	0.81248	0.16892	0.02684	0.01342	50.0%	0.98
35	下村	仲筋村	0.17008	0.66352	0.83360	0.17008	0.00562	0.00562	100.0%	0.99
36	下村	塩川村	0.16800	0.64660	0.81460	0.16800	0.04179	0.04179	100.0%	0.98
		平良5ヶ村正男夫賃平均		0.44961	村費正男平均		0.03567			
		5ヶ村外、上31村平均		0.68185	0.64959		0.24315	上村正女公費平均		
		上村正男公費平均		0.24315						

夫賃全体平均

が居住する27村のうち、16村で士族の村費は、平民より少ないという点は指摘しておきたい。

度量衡代は、「平民一人負担表」の末尾に記された備考によれば「度量衡代ハ戸数ニ割付セリ、然レトモ頭数ニ掲載ス」とあり、戸割制である。公費や村費との相関関係はみられない。村費は、「吉村役所長報告」にもみられるが、「度量衡代」は参照式にしか見えない項目である。度量衡代は、村によってかなりの差があるが、いったい何を目的とした徴発なのか不明である。斤目を計算する手数料的なものである可能性も考えられる。いまのところ、参照式以外には確認できず、規則性もみられない。士族と百姓を比較したところ、すべての村で士族と平民は変わりがなかつ

た(8)。

(3) 士族の民費

士族の民費については、平民との比較でみていきたい。「宮古島廿六年度士族貢租公費一人負担表」(以下「士族一人負担表」と略称する)を整理し、表6を作成した。士族の上村上男公費負担平均は、0.04434石である。「平民一人負担表」では、0.24315であり(表5)、士族は平民の18%しか負担していない。「吉村役所長報告」で見たように、士族は所遣費(蔵元費)を負担していない。「士族一人負担表」に見える士族の公費は「吉村役所長報告」に見える「学校費」あるいは八重山島の事例に見られる「衛生費」を含むであろう。

夫賃の上正男の士族平均は、0.61948石で平民の平均は、0.68185である。7升余士族が少ない。平良5カ村は、士族の場合も夫賃が他の村較べて少なくなっている。平良5カ村とそれ以外の村から抽出して、個別の村をみていきたい。例えば、東仲宗根村をみると、士族の夫賃は0.40007石であるが(表6:No.1)、平民は0.44653石(表5:No.3)と士族の方が4升6合余も少ない。また、与那覇村士族の夫賃は、0.67280石であるが(表6:No.11)、平民は0.68731石(表5:No.12)で約1升5合少ない。同じ村で、士族と平民との間になぜ負担額に差がでるのか不明である。

表6 士族民費 『旧慣租税制度』より作成(単位:石)

村位	村名	公費	公費夫賃	計	正女上公費
1	上村 東仲宗根村	0.04262	0.40007	0.44269	0.04262
2	上村 西仲宗根村	0.04278	0.39052	0.43330	0.04278
3	上村 下里村	0.04229	0.39756	0.43985	0.04229
4	上村 西里村	0.04257	0.39654	0.43911	0.04257
5	上村 荷川取村	0.04211	0.39739	0.43950	0.04211
6	上村 久貝村	0.04166	0.66217	0.70383	0.04166
7	上村 松原村	0.08332	0.66017	0.74349	0.08332
8	上村 川満村	0.04165	0.67909	0.72074	0.04165
9	上村 上地村	0.04207	0.67982	0.72189	0.04207
10	上村 洲鎌村	0.04164	0.68780	0.72944	0.04164
11	上村 与那覇村	0.04232	0.67280	0.71512	0.04232
12	上村 新里村	0.04166	0.68557	0.72723	0.04166
13	上村 砂川村	0.04200	0.65255	0.69455	0.04200
14	上村 友利村	0.04158	0.66181	0.70339	0.04158
15	上村 福里村	0.03749	0.72206	0.75955	0.03749
16	上村 保良村	0.04166	0.67157	0.71323	0.04166
17	上村 長間村				
18	上村 比嘉村	0.04439	0.70410	0.74849	0.04439
19	中村 来間村		0.63127	0.63127	
20	中村 佐和田村	0.03686	0.66327	0.70013	0.03686
21	中村 長浜村	0.03590	0.64676	0.68266	0.03590
22	中村 国仲村	0.03570	0.64774	0.68344	0.03570
23	中村 伊良部村	0.03619	0.66151	0.69770	0.03619
24	中村 仲地村	0.03611	0.64667	0.68278	0.03611
25	下村 狩俣村	0.03051	0.66428	0.69479	0.03051
26	下村 仲筋村	0.03027	0.66449	0.69476	0.03027
27	下村 塩川村	0.03042	0.64184	0.67226	0.03042
	平均		0.61498		
	上村上正男公費平均	0.04434	上村上正女公費平均		0.04434

(4) 「宮古島取調書」にみる民費

「宮古島取調書」には「貢租民費各村負担表」があり、その備考に次のような記載がある(9)。
廿五年度民費予算ハ、参千九百五拾九石壹斗八升ニシテ、村立小学校補初金石代(二百九十五円五銭五厘)、其他所望品代、残夫賃等一切ノ諸収入千三百五十六石七斗二九合ヲ差引、二千六百二石四斗五升壹合ノ不可ナリ。ノ右残夫賃トハ、廿四年中正男中七千二百九拾老人

之夫賃ニシテ、一中略一、此穀数四千三百六拾石六斗三升式合ノ内、現在使役ニ係ル三千式百六石七斗八升ヲ差引、残夫賃ハ千五百拾三石ナリ。

内容が分かりにくいので、表にしてみた(表7)。このようにみていくと、宮古島の夫賃粟は4,360石余であったことになる。

民費としての夫賃は、近世の三度夫の近代形だと考えられる(第6章参照)。近世の二度夫賃粟は、近代では先高で一千石余となっ

表7 役所予算と民費 『旧慣租税制度』より作成(単位:石)

民費予算		民費(公費)負担		備考	
残夫賃	1,153.850	夫賃	民費(公費)	2,602.451	
その他	202.879		残夫賃	1,153.850	3,756.301
小計	1,356.729		現夫遣	3,206.780	公費未計上
民費(公費)	2,602.451		小計	4,360.630	
合計	3,959.180	合計	6,963.081		

「宮古島取調書」より作成

ている(「近代宮古島旧慣期の人口・耕地・貢租・貢布」)。とするならば、三度夫は、1.5倍の千500石ほどになるはずである。宮古島蔵元独自で夫遣いの換算粟高を変更した可能性がある。明治26年頃の民費は、6,963石余であったと解釈すべきであろう。

表7には、学校費は含まれていないが、「島政改革請願書」の宮古島役所の経費6,500石余(表3)よりも、多くなっている。しかし、この史料が語る大きな意義は、三度夫あるいは夫遣い一般の現夫遣いは、地場の産物が多い八重山島では多かったことが想定されるが、産物の少ない宮古島では、現夫遣い少なかったと考えてきた筆者の思い込みによる想定を見事に裏切っているということである。夫賃の4分の3が、現夫遣いとなっていることは、近代史料にみえる民費の夫賃とは、残夫賃である可能性が極めて高い。しかし、現夫遣いの実態が記された史料は、管見のかぎり存在しない。今後の検討課題としたい。

第2節 八重山島の民費

(1) 「明治25年統計一覧略表」にみる八重山島の民費

『八重山島取調書』によれば、民費に相当すると考えられる「地方費」が記されており、明治25年末現在、米で1,275石、粟で1,316石、併せて2,591石であり、反布481反(石垣村17反、新川村13反、川平村3反、竹富村1反、黒島村2反、新城村2反、宮良村1反、盛山村1反、小浜村1反、古見村2反、与那国島400反)も地方費として納められている(10)。

「明治25年統計一覧略表」に基づき、八重山島の民費と貢租を整理した(表8)。「八重山島取調書」の民費は約230石多く、さらに反布が含まれている。民費は、貢租と民費の割合を算出すると、民費が貢租を上回っている(「明治25年統計一覧略表」の石高は実納(先)高である。

「明治25年統計一覧略表」の数値は、「八重山島取調書」の「各島各村貢租民費高及貯蓄穀帳簿面ト実際現在高調」の数値と才単位まで一致している(11)。

「八重山島取調書」には「沖縄県八重山列嶋各村統計表」が収録されており、そのなかにも民費が記されている。しかし、石以下が切り捨てられており、合計高は、「明治25年統計一覧略表」

とは一致しない。しかし、そのなかで明らかになったことは、民費も米納と粟納が村単位で決まっており、全体を集計すれば、49.2%が米で納められ、50.8%が粟で納められているということである。貢租は、おおむね田畑の割合と米・粟納の割合と一致するが、地方費(民費)の割合は一致しない。とくに、竹富村と小浜村、新城村、与那国島が特異な現象を示している。

(2) 石垣四カ村と石垣南5村からみた民費(所遣費=地方費)をめぐる問題

「所遣費」とは、蔵元に納める貢租である。「明治18年巡検統計誌」には、「所遣」「所遣費」「所遣米」と記されている。士族は、明治13年から18年にいたるまで賦課されていない(表9)。

四カ村は3村の所遣費が分かる明治15年を起点にすると、明治18年までに3倍以上に増えている。南5村は、3倍弱となっている。所遣費は、後に民費と称されるようになる。

黒島村の「明治廿五年度諸上納米総帳」によれば、平民が蔵元へ納める貢租は、「民費/学校費/各学校給与費/女免夫」が記されている(12)。民費は、平民が負担する純然たる「民費米」・「三度夫不足米」・「勸業費及衛生墓所修繕費」と士族が負担する「勸業費及衛生墓所修繕費」(単に勸業費ともいう)からなる(13)。平民負担の民費は男正頭のみが一律に負担しており、完全な人头割である。士族は、勸業費を納めているが、「明治廿五年度諸上納米総帳」でみると平民の民費が一人当たり0.74816石に対し、士族の勸業費負担は0.00681石で、平民負担の1%未

表8 八重山島の貢租都民費、その割合

(単位:石)

間切	村名	貢租 (単位:石)		民費 (単位:石)		貢租+民費
大浜間切	大川村	109.58338	49.7%	111.08905	50.3%	220.67243
	登野城村	131.95149	48.4%	140.65249	51.6%	272.60398
	真栄里村	27.53303	42.7%	37.02199	57.3%	64.55502
	平得村	81.16301	43.2%	106.51203	56.8%	187.67504
	大浜村	107.60686	42.7%	144.64888	57.3%	252.25574
	上原村	21.13411	55.2%	17.16825	44.8%	38.30236
	西表村	87.88892	50.2%	87.35172	49.8%	175.24064
	崎山村	31.36415	42.9%	41.73787	57.1%	73.10202
	波照間村	85.14977	39.9%	128.36029	60.1%	213.51006
	小計	683.37472	38.1%	814.54257		1,497.91729
石垣間切	石垣村	135.47760	51.5%	127.65634	48.5%	263.13394
	新川村	101.11775	51.5%	95.38090	48.5%	196.49865
	名蔵村	3.25080	50.1%	3.23649	49.9%	6.48729
	崎枝村	6.35602	44.3%	8.00533	55.7%	14.36135
	川平村	38.96245	45.0%	47.70239	55.0%	86.66484
	桴海村	10.00976	38.1%	16.27606	61.9%	26.28582
	竹富村	89.75450	33.7%	176.62595	66.3%	266.38045
	黒島村	67.28736	40.9%	97.38462	59.1%	164.67198
	新城村	27.75331	43.7%	35.72233	56.3%	63.47564
	南風見村	3.61188	48.6%	3.81334	51.4%	7.42522
仲間村	0.98890	56.6%	0.75788	43.4%	1.74678	
小計	484.57033		612.56163		1,097.13196	
宮良間切	宮良村	66.36911	44.6%	82.30246	55.4%	148.67157
	白保村	82.23562	43.0%	108.97247	57.0%	191.20809
	盛山村	7.39453	47.7%	8.11039	52.3%	15.50492
	桃里村	5.38545	44.2%	6.80186	55.8%	12.18731
	伊原間村	11.38469	94.6%	0.65484	5.4%	12.03953
	平久保村	10.16854	45.6%	12.12417	54.4%	22.29271
	野底村	4.73376	44.0%	6.02428	56.0%	10.75804
	小浜村	81.12202	46.2%	94.54776	53.8%	175.66978
	古見村	33.45951	47.1%	37.63467	52.9%	71.09418
	高那村	6.14677	45.2%	7.45965	54.8%	13.60642
鳩間村	28.26824	41.1%	40.54934	58.9%	68.81758	
小計	336.66824		405.18189		741.85013	
与那国島	288.28760	35.2%	529.67460	64.8%	817.96220	
計	1,792.90089	43.2%	2,361.96069	56.8%	4,154.86158	

「明治25年八重山島統計略表」より作成

満となっている。一人当たりの計算では平民は0.741557731、士族は0.006804と忽や厘の単位まで計算されているが(14)、才(石に直して小数点5桁)で調整される。

学校費は、「明治廿五年度高等学校費請取帳」によれば、約58%が士族・平民の男正頭に均等に賦課され、約42%が士族・平民の男正頭を除いた3才から69才までの男女に賦課される(15)。しかし、その配分方法や3才から69才までの男女に賦課する根拠は不明である。「各学生給与費」は、正頭全員に均等に賦課される(16)。「女免夫仕口米」は、「明治廿五年女免夫仕口米請取帳」によれば、女正頭全員に均等に割り付けられる(17)。しかし、村の負担高がどのように決まるかは不明である。

先に述べたように、所遣費は年々増加している。登野城村を除く四カ村の所遣費は、約117石であったが、「明治25年統計略表」では、登野城村を除く四カ村の民費は、334石余、登野城村を加えると、474石余となっている。南5村の明治25年民費は、479石余で、明治18年の321石余から158石増加している。「明治25年統計略表」によれば、明治25年の八重山島全体の貢租は1,792石、民費は約2,362石、合計で4,154余、八重山島全体では民費が56.8%を占めている。

(3) 離島村落の地方費米納と通耕田

竹富島は、田は1.1% (18.8反) しかないにもかかわらず、69石(90%超)が米で納められている。貢租は100%粟である。例えば、新城島は、135.6反の田を所有しており(表10)、これは、島の立地環境からみて新城島内に田があったわけではないであろう。西表島の通耕田が入っていると考えなければならない。「明治25年統計一覧略表」では竹富村は18.8反の田を有して

表-9 「明治25年統計略表」にみる田畑と「沖縄県八重山島八重山列島各村統計表」にみる地方費の米納と粟納

地域	村名	田割合	畑割合	地方費(民費)		米納割合
				米	粟	
四ヶ村	登野城村	41.9%	58.1%	8	130	5.80%
	大川村	46.7%	53.3%	9	101	8.18%
	石垣村	38.7%	61.3%	20	98	16.95%
	新川村	43.3%	56.7%	42	50	45.65%
	小計	42.6%	57.4%	79	379	17.25%
南5村	真栄里村	28.8%	71.2%	6	36	14.29%
	平得村	32.0%	68.0%	21	103	16.94%
	大浜村	21.6%	78.4%	25	141	15.06%
	宮良村	32.0%	68.0%	10	84	10.64%
	白保村	20.8%	79.2%	8	113	6.61%
	小計	26.0%	74.0%	70	477	12.80%
中北部村落	盛山村	13.6%	86.4%	0	13	0.00%
	桃里村	52.5%	47.5%	3	7	30.00%
	名蔵村	54.6%	45.4%	6	1	85.71%
	崎枝村	62.5%	37.5%	8	2	80.00%
	川平村	53.0%	47.0%	52	0	100.00%
	桴海村	72.3%	27.7%	13	1	92.86%
	伊原間村	64.6%	35.4%	18	0	100.00%
	平久保村	69.0%	31.0%	15	0	100.00%
	野底村	74.8%	25.2%	9	1	90.00%
	小計	53.7%	46.3%	124	25	83.22%
西表島	古見村	81.3%	18.7%	38	4	90.48%
	高那村	75.5%	24.5%	6	4	60.00%
	上原村	67.0%	33.0%	22	3	88.00%
	西表村	78.3%	21.7%	95	0	100.00%
	崎山村	74.5%	25.5%	41	1	97.62%
	南風見村	89.3%	10.7%	3	3	50.00%
	仲間村	64.1%	35.9%	0	0	0.00%
	小計	77.5%	24.1%	205	15	93.18%
離島村落	竹富村	1.1%	98.9%	69	110	38.55%
	黒島村	1.5%	98.5%	0	114	0.00%
	新城村	26.4%	73.6%	32	10	76.19%
	小浜村	46.3%	53.7%	110	12	90.16%
	鳩間村	35.6%	64.4%	16	19	45.71%
	波照間村	16.7%	83.3%	5	148	3.27%
	小計	18.7%	81.3%	232	413	35.97%
与那国島	43.6%	56.4%	565	7	98.78%	
合計	35.3%	64.8%	1,275	1,316	49.21%	
地方費の米粟割合				49.2%	50.8%	

※「明治25年統計略表」「八重山島取調書」より作成

いる。一木書記官は、八重山島の田反当たりの平均で、7斗8升2合の収穫があると記している(18)。18.8反からは、14.7石ほどの収穫があることになるが、民費の支払は不可能である。米の外に、粟110石も地方費として貢納していることから、米と粟を書き間違えた可能性はない。米の石高を誤ったか、または通耕田を田の面積に加えなかったか、二つの可能性しかない。

表8をみれば明らかなように、竹富村は他村に較べて(貢租と民費合計に民費の占める割合は平均56.8%)、竹富村は66.3%と異常に高い。筆者は、米納の桁を一桁違えた可能性もあると考えている。得能壽美は、竹富島の人々が富崎野や西表島の仲間へ通耕していた竹富島の事例を紹介しているが(19)、18.6反の田が通耕田であったと考えれば、6.9石の米納は可能である。竹富村だけでなく、小浜村も地方費の90%余が米納となっている。小浜村は西表島に通耕田を持っていたと考えられ、田の割合は比較的多い。米納ができないわけではないが、地方費のみ、米が90%となっている。また、新城村や与那国島も米納の割合が高い。総じて、離島村落は地方費の米納割合が高い(表9)。

以上述べたように、「八重山島取調書」に記された離島村落の民費に米納割合多い(竹富村を除いたとしても)ということは、何を示しているのであろうか。笹森儀助は、「其他農夫数十人合、宿住スルヲ見ル。皆是レヨリ距テル五里、七里、新城島・黒島等ノ水田ナキ為メ、当村内へ割当田地ヲ耕シ来ルモ、此大雨ニテ、食料尽キ、困難セルモ如何セン。数日来引継キ、風雨ノ為メ刳船ノ便ナク、空シク滞留セルナリ。噫、我カ同胞中ニ己カ属島ニナキ水田ノ貢租ヲ納ル人民ノアルヲ知ルヤ否ヤ」と述べている(20)。本章は民費の考察を目的としているため、通耕田についての詳細な通耕田の検証はしないが、通耕の実態については得能壽美『近世八重山の民衆生活史』が多くを言及している(21)、租税納付のために通耕していたとすれば、地方費(民費)納のために通耕していたのではないだろうか。また、貢租(正租)についても米納はあるが、村の保有する田畑割合と米・粟の割合に大きな差はない。西表に多くの田を保有していない(田がすくない)黒島村は、貢租・民費とも粟納で米納はない。このような事例からみると、通耕して米を生産しているために米納となったと考えるべきである。

第3節 一木取調書に見る宮古島・八重山島の民費

(1) 宮古島の民費

「一木取調書」によれば、「明治二十六年度公費〔民費〕」は粟4,148石であると記されている(22)。以下、「一木取調書」を要約しつつ、概略を紹介したい(23)。

民費の賦課方法は、「正頭割ノ名ヲ以テ徴収」し、二種の賦課方法からなる。①「士族平民正男女ニ賦課スルモノニシテ、教育・勸業・衛生ノ三費目ノ支出ニ充テ」るもの、②「平民ノ正男女ニ賦課スル」もので、一般の支出に当てられる。しかし流用が多く、徴収の名目通りに支出さ

れていない。士族平民の正男女への賦課は1,600円余に対し、平民への賦課は4,000円余である。賦課方法に明文はないがこれまで士族の一切公費負担はなかった。学校創立以来、士族・平民正頭割を設けて、士族にも賦課されるようになった。

すなわち、平民は一般の行政費用（主に役人の給与）と教育・勸業・衛生を負担するが、士族は教育・勸業・衛生のみを負担しているのである。粟4,148石には、三度夫の現遣分は含まれていないと思われる。「一木取調書」には、「公費」の歳入について次のように記されている（マル囲み番号は筆者挿入）⁽²⁴⁾。

①歳入ノ主ナル者ハ、残夫賃ニシテ、其明治二十七年度ノ総額ハ、粟参千七百六十八石余トス。②其他人民ノ負担ニ属スルモノニシテ所望品ト称スルモノアリ。役所員及吏員ノ需要ニ応スルカ為、人民ニ夫役ヲ課スルモノニシテ、従前ハ其品目夥多ナリシモ、明治二十六年中旧慣改良以来、松キチ（松丸太）及薪木ノ二種ニ限り、順番ニ各村ニ対シテ之ヲ課シ、各村ニ於テハ各戸順番ニ夫役ヲ課ス。其価格ハ、代付帳ニ依リ蔵元ニ於テ、時々代付ヲ訂正シ、役所ノ認可ヲ経タルモノニ従ヒ、所望者ヨリ之ヲ公費中ニ納付ス。其額、明治二十七年度予算案ニ依レハ、六拾余円ナリトス。③前記二種ノ外、茅及薄モ所望品ナレトモ、其代金ハ直ニ本人ニ支払ヒ、之ヲ公費ニ編入セス。

①の歳入の主なもの「残夫賃」3,768石余としているが、「宮古島取調書」とあまりにも差がある。おそらく、表7の公費と残夫賃の合計額（3,756石余）に近いので、これを勘違いしたものと思われる。また②「人民ノ負担ニ属スルモノニシテ所望品ト称スルモノアリ」「従前ハ其品目夥多ナリシ」とは、三度夫で徴発する産物のことであろうが、松と薪木について取納は、60余円相当の収入と公費の歳入に入れるようになった。③「前記二種ノ外」についても、所望品の場合は「其代金ハ直ニ本人ニ支払ヒ、之ヲ公費ニ編入セス」（本来三度夫賃による取納であるから蔵元に代金を払うべきである）とあるが、上掲文書の後の方には、「相当ノ賃銭ヲ支払フモ、之カ求ニ応スルモノ絶テ無之ト云フカ如キ事実ハ、之ヲ認ムルヲ得ス」とあり、三度夫賃は、蔵元・高級役人等の私費に近いものであった。したがって、表7でみた、三度夫賃の4分の3が、現夫遣いとなっているという事実は、禁止された「従前ハ其品目夥多ナリシ」産物も、島役所の役人の目をかいくぐって行われていた可能性が高い。したがって三度夫賃の現夫遣いは、蔵元の帳簿には表向き上なかったが、笹森儀助はこれを発見して「宮古島取調書」に記している。

（2）八重山島の民費

「一木取調書」によれば、八重山島の「公費」は、宮古島と同様に「正頭割」の名で徴収される⁽²⁵⁾。

公費ノ科目九アリ。其名称左ノ如シ

- 一 平民正男割
- 二 平民正女割

- 三 士族平民正男分数割 四 士族平民正男女分数割
- 五 士族平民正男割 六 士族平民正男女割
- 七 〈士族平民正男ヲ除キ三才ノ以上六十九才迄ノ人員割〉 八 士族二度夫賃人割
- 九 平民二度夫賃人月数割

右ノ外、与那国島ヨリハ定数（四百反）ノ反布ヲ徴収ス

以上、九科目中、分数割ハ上男女ヲ十分、中男女ヲ八分、下男女ヲ六分、下々男女ヲ四分トシ、各級正男女ノ負担ヲ定ムルモノトス。

各村ノ正男女数、及三歳以上六十九歳以下ノ人員ハ、毎年十二月三十一日ノ現在人員ヲ戸籍ニ依リ取調べ、各村ヨリ蔵元ニ差出サシメ、蔵元ニ於テハ蔵元備置ノ戸籍簿ニ依リ、其脱漏ナキヤ、否ヲ照査シ、各村ノ公費負担者ヲ決定ス。

以下、第9章で取り上げた黒島村の事例と比較してみたい。①「平民正男割」は一律に賦課される「学校給与費」のことであろう。②「平民正女割」は、一律に賦課される「女免夫仕口米」のことと考えられる。③「士族平民正男分数割」は、民費米および勸業費・衛生・墓所修繕費と思われるが、士族は民費米の負担はしない。④「士族平民正男女分数割」は、民費では確認できない（貢租と貢布は該当する）。⑤「士族平民正男割」は、正男 107 人に「高等学校給与費・学生給与米」のことであろう。⑥「士族平民正男女割」は、「正頭全員に均等夫賦課されている「学生給与米」であろう。⑦「〈士族平民正男ヲ除キ三才ノ以上六十九才迄ノ人員割〉」は、正男を除く 427 人に賦課されている「高等学校給与費・学生給与米」のことであろう。⑧「士族二〔三〕度夫賃人割」は、民費では確認できない。⑨「平民二度夫賃人月数割」は、「三度夫不足米」のことだと考えられる。

表10 八重山島所遣費の遷移

村名		明治18年度	明治17年度	明治16年度	明治15年度	明治14年度	明治13年度
石垣四ヶ村	登野城村	不明	不明	不明	不明	不明	不明
	大川村	44.47432	27.43755	19.87126	9.11395	15.48045	15.48045
	石垣村(土)						
	(平)	36.18732	24.35239	17.13039	12.41017		
	新川村(土)						
	(平)	36.28732	24.82989	17.13039	13.51330	11.94982	4.25296
	小計	116.94896	76.61983	54.13204	35.03742	27.43027	19.73341
石垣南五村	真栄里村	25.27243	15.82115	10.96345	8.27345	8.69078	3.60609
	平得村	71.17890	46.99135	32.54775	27.30065	22.64288	9.17994
	大浜村	92.91408	60.35722	40.42773	35.30215	31.50407	16.82785
	宮良村	58.93654	37.77516	25.01037	6.40407	19.28266	10.47976
	白保村	73.12721	52.01714	36.92929	34.16800	29.22552	
	計	321.42916	212.96202	145.87859	111.44832	111.34591	40.09364

*宮良村の明治14年度の数値が極端に少ないが、そのままにした。

※台湾大学図書館蔵「各村巡検統計誌」より作成

このように「一木取調書」には、確認できない事例もあるが、八重山島の民費構成はきわめて複雑である。しかし、石垣四ヵ村と南5の村事例を、「各村巡検統計誌」でみると、八重山島の民費は毎年増加していることがわかる（表10）。

第4節 役人の過多と役人給与

「一木取調書」は、宮古島における役人の多さについて、以下のように記されている（26）。

宮古島ノ地方行政ニ関シ、一見人ヲシテ驚カシムルモノハ、吏員ノ夥多ナルコトハス。現在ノ吏員ハ、百姓役目ヲ除キ、三百五十一人ノ多キアリ。蔵元詰吏員ノミニテモ、百六十四人ニ達ス。各村詰吏員モ一村ニ付、通常四五名多キハ、十二名ニ達スルモノアリ。而シテ、各村番所ノ事務ハ神事祭典等ニ関スルモノハ外、概ネ伝達ノ事務ニ過キササルナリ。吏員ノ総数ヲ人口ニ比例スレハ、百人ニ付一人ノ比例ナリトス。

また、八重山島の多さについても、以下のように記されている（27）。

吏員ノ数ハ、村役者ヲ除キ、蔵元ニ勤務スル者百二十一人、村ニ勤務スル者二百十九人、合計三百四十人ニシテ、公費ヨリ支給スル給与額、千二十四石余ナリ。今吏員ノ総数ヲ、人口一万五千余人ニ比例スレハ、人員四十二・三人ニ付吏員一人ノ比例ニシテ又、其公費ヨリ支給スル給与額ヲ、仮ニ一石五円トスルモ、其金額五千百二拾老円ニシテ、人口一万五千二百五十二人ニ比例シ、一人平均参拾参銭五厘七余、ヲ負担セサルヘカラス。若シ、之ヲ實際ノ負担者、即チ正男女総数四千五百余人ニ比例スレハ、一人ノ負担老円拾ニ銭余ニ相当シ、尚此上、吏員ハ其負担スヘキ貢租・公費ヲ免除セラルハヲ以テ、之ヲ計算スルトキハ、吏員ノ過多ナルカ為人民カ過重ノ負担ヲ蒙ルコト、愈々明ナリ。

ここで、記載内容について詳しくは説明しないが、簡略にいて、人口・生産力からみて、役人の数が多すぎるとしている。八重山島の吏員給料額については、「宮古島ヨリ高く、人口ハ却テ少ナキカ故ニ、人民ノ負担ハ頗ル宮古島ヨリ重シ」と記している。

「沖縄旧慣地方制度」によって先島の幹部役人層の給与額を示すと表11の通りである（石高

表11 役人給与表

宮古島						八重山島					
役職	人数	本俸	雑給	計	一人当たり	役職	人数	本俸	雑給	計	一人当たり
頭	3	36.00	88.20	124.20	41.40	頭	3	36.00	145.80	181.80	60.60
首里大屋子	5	21.00	51.00	72.00	14.40	首里大屋子	5	21.00	108.00	129.00	25.80
与人	30	108.00	234.00	342.00	11.40	与人	23	82.80	475.20	558.00	24.26
大目差	1	4.20	6.00	10.20	10.20	大目差	1	4.20	9.00	13.20	13.20
大筆者	1	4.20	6.00	10.20	10.20	大筆者	1	4.20	9.00	13.20	13.20
脇目差	1	3.60	6.00	9.60	9.60	脇目差	1	3.60	9.00	12.60	12.60
脇筆者	1	3.60	6.00	9.60	9.60	脇筆者	1	3.60	9.00	12.60	12.60
目差	35	42.00	126.00	168.00	4.80	目差	29	34.80	208.80	243.60	8.40
若文字	19		45.60	45.60	2.40	若文字	17		63.60	63.60	3.74
杣山筆者	36		86.00	86.00	2.39	惣横目筆者	2		7.20	7.20	3.60
耕作筆者	36		86.00	86.00	2.39	杣山筆者	28		100.80	100.80	3.60
耕作仮筆者	36		86.00	86.00	2.39	耕作筆者	29		104.40	104.40	3.60
蔵ノオヒヤ(百姓役目)	12		14.40	14.40	1.20	計(一人平均)	140	190.20	1,249.80	1,440.00	15.43
計(一人平均)	216	222.60	841.20	1063.80	9.41						

表示のある役人のみ抽出した)。限定された抽出であるが、宮古島の場合、三度夫現遣いを除いた民費 3,959 石余 (表 7) の 26.8% が役人の給与となっている。八重山島の場合、民費約 2,362 石の実に 60.9% が役人の給与である。

近世中期には、「王府への貢納分の約 31.3%」が所遣費であった。宮古島の場合でも、近代以降の民費の増大傾向が伺える (第 1 節)。そして、石垣四カ村と石垣南 5 村の事例は、所遣費 (民費) 毎年のように激増していることが明らかである。このような、民費増大の大部分は、役人の給与増大にあった。

表 1 1 では、宮古島は 216 人の給与総額を示したが、「一木取調書」によれば、宮古島の役人は 351 人となっている (前述)。八重山島は、140 人の給与総額を示したが、「一木取調書」によれば、340 人である (前述)。幹部役人層以外にも、端役の役人がいたのであり、民費における給与負担はかなりの額となっていたであろう。

-
- (1) 『近世地方経済史料 第 10 巻』 (1968 年、吉川弘文館)、244～256 頁。
 - (2) 『平良市史 第八巻 資料編 6』 (1988 年、平良市役所)、762～767 頁。
 - (3) 同前、763 頁。
 - (4) 『平良市史 第四巻 資料編 11』 (1978 年、平良市役所)、56 頁。
 - (5) 『沖縄県史 第 21 巻 資料編 11 旧慣調査資料』 (1968 年、琉球政府)、383～402 頁。
 - (6) 前掲『平良市史 第四巻 資料編 11』、98 頁。
 - (7) 前掲『沖縄県史 第 21 巻 資料編 11 旧慣調査資料』、393 頁。
 - (8) 前掲『沖縄県史 第 21 巻 資料編 11 旧慣調査資料』、383～402 頁
 - (9) 前掲『平良市史 第四巻 資料編 11』、98 頁。
 - (10) 法政大学沖縄文化研究所編『琉球八重山嶋取調書全 2』 (2005 年、法政大学沖縄文化研究所)、50～51 頁。
 - (11) 法政大学沖縄文化研究所編『琉球八重山嶋取調書全 2』、36～37 頁。
 - (12) 石垣市史編集委員会編 (2004)、217 頁。
 - (13) 石垣市史編集委員会編 (2004)、285 頁。
 - (14) 同前。
 - (15) 同前、297 頁。
 - (16) 同前、309 頁。
 - (17) 同前、291 頁。
 - (18) 前掲『沖縄県史 第 14 巻 資料編 4 雑纂 1』、589 頁。
 - (19) 得能壽美『近世八重山の民衆生活史』 (2007 年、榕樹書林) 75～81 頁および『竹富町史 第二巻 竹富島』

(2011 年、竹富町役場) 118～119 頁。

(20) 笹森儀助『南島探験 1』(東洋文庫版)、256 頁。

(21) 得能、前掲『近世八重山の民衆生活史』。ほか、通耕に関しては、藤井紘司「琉球弧・八重山諸島における通耕実践と生態資源利用：19 世紀末期から 20 世紀初頭における「高い島」と「低い島」との往来をめぐる事例」(『国立民族学博物館研究報告』38 巻 2 号、2014 年、国立民族学博物館)を参照。

(22) 前掲『沖縄県史 第 14 巻 資料編 4 雑纂 1』、568 頁。

(23) 同前、569 頁。

(24) 同前。

(25) 同前、583 頁。

(26) 同前、582 頁。

(27) 同前、583 頁。

